

本校部活動における運営方針について

部活動（運動部、文化部）において、生徒のバランスのとれた学校生活の保障及びスポーツ障害の予防の観点に基づき、愛知県教育委員会から出された「部活動指導ガイドライン」を踏まえ、生徒の発達段階に応じて部活動における休養日及び適切な活動時間を設定し、生徒や指導者の心身の疲労回復や負担軽減を図ることを目的とする。

1 適切な活動（休養日や活動時間の設定）

- (1) 学期中は、週あたり2日以上（週末のいずれか1日と平日1日）の休養日を設ける。なお、大会への参加等により週末に活動する場合（大会及び大会に向けた1週間前の練習のみ）は、代替休養日の確保に努める。
- (2) 学期中の活動時間は、平日は2時間程度、学校休業日は3時間程度を基準とする（運動部活動の練習試合は除く）。なお、生徒の実態や競技種目等の特性に応じて休養日や活動時間を設定することとし、合理的かつ効率的・効果的な活動となるよう努める。
- (3) 長期休業中の活動時間は、(1)(2)に示した基準を参考として、適切な休養日及び活動時間を設定する。

2 活動計画について

- (1) 生徒の事故防止及び安全管理、健康管理に十分留意し、発達段階に応じた活動計画を立てるとともに、活動においては睡眠不足や疲労など、生徒の心身の健康状態と能力を把握し、安全に配慮した適切な指導を行う。
- (2) 高等学校教育における一部活動であるという認識の下、勝利至上主義に走るあまり、活動内容が高度すぎたり、活動量が生徒の過重な負担になるなど、日常生活や学業に支障が出ないように配慮する。
- (3) 各種大会やコンクール等への参加・出場については、普段の活動の成果を試す機会と捉え、大会等の主催者や意義等を考慮し、可能な範囲で精選する。
- (4) 各部活動ごとに「年間活動計画」を作成し、過度な活動とならないよう生徒の発達段階に応じた活動日数や活動時間を設定し、生徒が見通しをもって活動できるよう配慮する。

3 顧問の役割

- (1) 生徒の人権を尊重し、個性や能力、心の動きに配慮した指導を心がけ、生涯を通じてスポーツ・文化活動に親しむ態度や能力の育成に向け、生徒の自主性や主体性を尊重した運営に努める。

【量から質へ】【指示から支援へ】

- (2) 部活動以外の学校生活においても生徒とのコミュニケーションを大切にし、日々の活動状況を把握することで、生徒が発するシグナルを見逃さないようにし、適切な対応を心がける。
- (3) 部活動運営にあたり、保護者の理解を得ながら費用や健康、栄養などの面からも援助・協力が不可欠である。そのためにも指導方針や指導計画を保護者に知らせることで相互の理解を深め、学校と家庭が連携した部活動運営に努める。